

2022年改正に対応! 年金の受給戦略アドバイス

ココが 変わる! 「年金の受給戦略」

公的年金

2022年4月1日施行

繰下げ受給の上限年齢

70歳 → **75**歳

に引き上げ

現在、最大70歳までとなっている老齢年金の繰下げ受給が75歳までとなり、いつから年金を受け取り始めるかという選択の幅が広がる。

2022年4月1日施行

老齢年金の繰上げ受給の減額率

0.5% → **0.4**%

に引き下げ

現在、繰上げ受給を行うと、繰上げ1カ月あたり0.5%年金額が減額されるが、その減額率が0.4%となる。昭和37年4月2日以降生まれの人が対象。

2022年4月1日施行

60歳台前半の在職老齢年金の支給停止基準額

28万円 → **47**万円

に引き上げ

現在、60歳台前半における在職中の年金は、総報酬月額相当額と年金月額合計が28万円を超えると全部または一部が停止されるが、その基準額が47万円になる。

2022年4月1日施行

在職定時改定を導入

65歳以上の年金受給者が厚生年金保険に加入している場合、現在、年金額の改訂は、退職して資格喪失したときか、70歳到達時にまとめて行われている。それが、在職中であっても、年1回、定時に年金額の改定（増額）が行われるようになる。

2022年10月1日、2024年10月1日施行

短時間労働者を社会保険に加入させる義務のある企業の従業員数

現在

2022年10月1日～

2024年10月1日～

501人以上 → **101**人以上 → **51**人以上

に引き下げ

パートタイマーなどの短時間労働者を厚生年金や健康保険など社会保険に加入させなければならないのは、現在、従業員数（短時間労働者を除く）が501人以上の企業となっているが、その基準となる従業員数が、101人以上、51人以上と2段階に分けて引き下げられる。